

第32回安曇野市都市計画審議会 会議概要

- | | |
|-------------|---|
| 1 審議会名 | 第32回安曇野市都市計画審議会 |
| 2 日 時 | 平成27年1月27日 午後1時30分から午後3時40分まで |
| 3 会 場 | 安曇野市豊科支所 第2会議室 |
| 4 出席者 | 浅川 隆委員、臼井咲子委員、下田正年委員、青木基一委員、太田 謙委員、
岡江 正委員、宮崎崇徳委員、柳沢吉保委員、矢澤久男委員、青木武良委員、
内川勝治委員、加藤 進委員、召田義人委員、宮澤豊次委員、上林 博委員、
下里 巖委員 |
| 5 事務局 | 都市建設部：飯森部長 都市計画課：細萱課長、山浦係長、本郷主査、
田中主査
公園緑地係：大月課長補佐 |
| 6 公開・非公開の別 | 公開 |
| 7 傍聴人 | 0人 記者 2人 |
| 8 会議概要作成年月日 | 平成27年2月13日 |

協 議 事 項 等

会議の概要

改選後初の委員会のため、委嘱書の交付

1. 開会
2. 挨拶（安曇野市長 宮澤宗弘、柳沢会長）
3. 自己紹介
4. 会長選出
柳沢委員を選出
5. 審議案件
(1) 議案第1号 「安曇野都市計画公園の変更（案）」（9・6・1 アルプスあづみの公園 県決定）について

審議結果 異議なしとし原案通りとする

◆ 説明

【事務局 大月補佐】

- ・ 安曇野市都市計画公園の変更ということで、安曇野都市計画公園中9・6・1号アルプスあづみの公園を、面積を約93.6haから約100haに変更。
- ・ 面積の変更の理由として、公園外縁部の園路の計画の確定等に伴い公園区域の変更を行うものであり各面積の合計が変更になる。
- ・ 詳細には公園内の既設道路を外縁部へ付け替えることや、基本計画の変更に伴う公園施設の配置見直しにより地形状況等を考慮した計画としたこと、公園区域の変更を行うもの。

◆ 質疑

【柳沢会長】

- ・ 前回もアルプスあづみの公園について審議会に取り上げられているが、その中でいくつか委員の皆さまから頂いたご意見を付け加える形で県の方へ答申したが、その関係について簡単にご説明いただきたい。

【大月補佐】

- ・ 前は、山口家周辺の山林約7haの除外であった。これは国営公園の整備計画の変

更に伴うものであり、都市計画審議会において区域を分断してしまうという話があった。その点については、歩道を設けて安全が確保できるようにするという話をさせていただいた。

【矢澤委員】

- ・ 資料を見ると赤で囲んだところが今回の決定範囲で、黄色いところが削除する線となっているが、今回6.4ha増加になっている案であるが、図面を見ると外周の黄色く着色されている道路、赤い線の外に2箇所ほど飛び出ている部分は削除したと思うが、赤く塗った部分で6.4ha増えた部分はどこになるのか。

【大月補佐】

- ・ 黄色より飛び出ている赤の分が増、赤より飛び出ている黄色の分が減、地域全体でプラスマイナスして合計で6.4haとなる。

【矢澤委員】

- ・ パワーポイント等で説明するなど一目で分かるような説明方法をお願いしたい。
- ・ この基本計画には道路網の配置が計画されていなかったので今回その計画に基づいて区域を変更すると言われているが、理由が明確ではないと思う。

【大月補佐】

- ・ 林道及び管理道を測量設計をしたのが2年ほど前。この林道の道の幅員が4mであるが法面も含め山の部分であり、山を削って道を作ることとなる。その場合西側の山林地帯から雨が降った場合雨水が集中してしまうといったご意見も出た。また、山林を管理する場合、管理道が途中で途切れてしまうと非常に不便になるといった意見を参考にして、国営公園の方で設計を変更した。
- ・ その結果、全線つなげて道路を計画し、排水については十分対策を講じてそれを作るという結果となった。それが決まったのが、今年の4月になる。
- ・ 林道の線形が決まり、道路をつなげるということで地元でご了解いただいた。そういった経過があり、詳細が決まっていなかったためである。

【浅川委員】

- ・ 堀金の田園のほうへ行く既設の道路、鍋割線のほうに行く細い道があるが、道路も併せて整備されるということか。
- ・ 公園の管理用道路ということだが、4m歩道がつくかつかないか、すべて歩道になるということか。3期の穂高・堀金地区の外縁部の赤の実線部分はすべて歩道で囲われるのか。
- ・ 烏川溪谷緑地の隣接する部分が除外されるようだが、県営緑地の土地になるということか。

【大月補佐】

- ・ 赤い部分に全部歩道がつくということではない。車道が3m、路肩が0.5mずつで、全幅4mの道路となる。
- ・ 道路の整備については市で歩道を整備する。

【細萱課長】

- ・ ほとんどが河川敷であり、赤のラインまでが国営公園にとどまる。
- ・ 外周道路の一部は法面で、そのところまで都市計画決定ラインを入れるということである。外周道路の構造物まで含めてアルプスあづみの公園の中に入れこまないと保安できないということで、ここまで含めている。

【宮崎委員】

- ・ 第3期の部分はこれから工事するので変更はわかるが、第1期の部分の第1駐車場、第2駐車場の面積が増えているというように見えるが、増えているということでしょうか。

【大月補佐】

- ・ 27年度まででこの公園区域の工事が完了となるため、こういった差異を正確な現況のあづみの公園のラインに合わせた。

【青木武良委員】

- ・ 安全に管理するためにそれに接続する斜面が必要ということで権原を取得して管理をして、その部分まで管理をしていきたいということか。
- ・ 山の斜面状況、勾配がさほど変わり無い。それなのに、簡単にスケールアップすると道路からの距離が20mから数mとまばらになっている。先ほどの説明と整合しないような気がするが。

【細萱課長】

- ・ 地形上はあっていると解釈している。

【青木武良委員】

- ・ 安全上問題ないということで良いか。

【細萱課長】

- ・ この林道の関係は耕地林務課と一緒に立ち会って法面等確認している。安全上問題ないと解釈している。

【柳沢会長】

- ・ ご質問がほとんどであり、反対意見はなかったものと思う。この議案第1号については口頭による簡易採決をとる。議案第1号安曇野都市計画公園の変更案を原案のとおりとすることにご異議ないか。

【委員】

- ・ ない。

【柳沢会長】

- ・ 異議なしと認め議案第1号は原案通りとする。審議の結果の報告、いただいた意見の取りまとめ等、市長への答申については、会長に一任願いたい。

6. 報告案件

(1) 安曇野市道路整備推進計画（素案）について

【細萱課長】

- ・ 安曇野市都市計画マスタープランの都市施設整備の基本方針に基づき、道路網・交通体系の構築を図る取り組みとして、国道、県道を含む市内の幹線道路（生活道路は除く）を対象に、現況・課題を整理し、将来を見据えて、その道路網をより有効に機能させるために必要な整備箇所を見出し、整備優先度を示すことによって、今後の合理的かつ効果的な道路整備に資することを目的として、道路整備推進計画の策定を進めている。
- ・ 計画目標という記載がある。合理的かつ効果的な道路整備による、より有効に機能する道路網の構築を目標として、目標達成に必要な道路網形成上の視点を3つまとめた。
- ・ 視点1、市民アンケートでも意見が多かった既存ストックの有効活用、視点2、交差点などの改良意見が多かった連続性・完結性の確保とし、視点3、市の東西軸が弱いという観点、代替路の確保という観点から、基幹軸の強化としている。
- ・ 道路整備計画の具体化に向け、大きく3つの方針を掲げている。方針1、歩行者の安全確保、交通事故、災害といった観点から、安全・安心な道路整備。方針2、交差点、T字路、5地域間の移動、広域へのアクセスといった観点から、円滑な交通を促す道路整備。方針3、公共交通、歩行者自転車などによるまちのにぎわい創出

の問題として、まちの魅力を高める道路整備としている。

- ・ 現況道路網の幹線機能を再整理し、都市計画マスタープランに示された「まちづくりの骨格となる道路軸」を基本に、新路線を見出し、市として目標とする道路網を詳細化した計画道路ネットワークを図に示した。
- ・ 計画の推進方策として、(1) 計画の運用方法・見直し時期とある。社会経済情勢や交通状況の変化等を考慮し、5年ごと見直しを行うことを明記している。(2) 投資(事業化)のあり方として、厳しい財政の中、国庫補助金等をうまく活用し、年間の補助事業費を4億円程度を上限とし、投資計画を立てた。この中には、既存の道路の補修や本計画において幹線道路に位置付けられていない道路の各種整備については含まれていない。
- ・ 国道道については、関係各機関に積極的に働きかけをしていく。

(2) 土地利用制度の検証について

【細萱課長】

- ・ 各基本区域面積に対する、承認件数の割合を示した。件数に対する面積比は、数値が高い程、開発圧が高いと考えられる。田園環境区域はそれ自体大きな面積ということもあるが、面積比の数値が低く開発の圧力は小さいと読み取ることができる。
- ・ 建築確認申請件数の基本区域ごとの比率を、条例施行前、平成20年度から22年度と施行後の平成23年度から25年度で比較をしている。開発の集約化を図りたい拠点市街区域や田園居住区域は施行後の割合が増えている。田園環境区域は施行後、減少していることから、集約すべき区域へシフトしていると考えられる。
- ・ 新設住宅着工戸数の推移を周辺市町村と比較した。県及び周辺3市との、人口千人当りの新設住宅着工戸数を比較したが、条例制定後も一定の新設着工があり、周辺他市と比較しても減少しておらず、抑制されている状況ではないと考えられる。
- ・ 土地利用制度により開発も誘導されているので、土地利用条例から市の目指すまちづくりに対して有効に機能し、一定の効果をもたらしていると考えている。
- ・ 市民アンケートを行い、土地利用制度に対する現況と今後の方向性の意向を把握した。昨年10月に実施し、2,500人に調査票配布、回収が1,143通で回収率は45.7%であった。
- ・ 暮らしの満足についてという質問では、きれいな景色、水、空気のよさは突出しており、18年度の同様のアンケートと変化はない。また、道路交通関係については低い数値となっている。
- ・ 暮らしの不満ということでは、公共交通や道路網に対する不満が多い。また、「地域の景観に不似合いな建物」については、18年度のアンケートに比べ低くなっていることから、土地利用条例・景観条例等の効果も見られる。
- ・ 市内の新たな住宅の受入れ方についてという質問では、18年度のアンケートと比較して、分散型や農地に受け入れるという項目は減少しており、市街地、集落内部、周辺部の集約型という項目が増えている。土地利用の目指す集約重視の開発の考え方が浸透していると考えられる。
- ・ 土地利用制度の認識度については、約6割以上の方が土地利用条例の存在は認識しており、制度の認知度の高まりが読み取れる。
- ・ 土地利用の規制と今後のあり方については、5割強が現ルール維持やルールを厳しくするという考えであった。

(3) 緑の基本計画策定について

【細萱課長】

- ・ 緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく総合計画である。また、市の都市計画マスタープランにも緑の基本計画の策定が位置付けられている。
- ・ 平成27から28年度の計画で、田園産業都市にふさわしい緑の将来像を実現するための施策を示す。
- ・ 平成27年度には現況調査、平成28年度に基本計画策定というスケジュールで行いたい。

(4) 豊科上鳥羽地区地区土地利用計画、豊科重柳地区地区土地利用計画について

【細萱課長】

- ・ 豊科上鳥羽地区地区計画については昨年、都市計画審議会で策定についての意見聴取をさせていただいた。3月定例会で地区土地利用計画の原案が可決。
- ・ 要望書として提出し、開発事業の計画への反映を図った。8月には開発事業案が提出され、地元説明会などの手続きを進めたが、説明会報告書に対する意見書の提出はなかったことから、開発関連部局の指示事項をまとめ開発業者へ指示し、開発計画への反映が図られたということで、10月に事業承認証を交付し建築工事が始まっている。
- ・ 豊科重柳地区の地区土地利用計画については、スイス村北寄りにホースランドがありその西側の一部を利用し、大型直売所の建設する計画である。
- ・ 計画面積については10,983㎡で、この所有はすべてあづみ農協になる。目的は大型農産物直売所であり、建物面積予定は1,500㎡になる。
- ・ 直売所の土地利用方針は、農業者の所得向上や、都市農村交流活動を進め、地域の活性化に貢献する生産者と消費者を結ぶ地産地消の拠点施設として、直売所・農産加工施設・食育体験施設を備えた複合の農産物直売所である。
- ・ 土地利用制度においては、ここは田園環境区域であり、基本計画にはない開発事業となる。特定開発事業の認定を受ける必要があるが、特定開発事業の商業系用途の判断基準の中では、「居住者の日常生活における利便又は当該地域の魅力の保持・向上に資する店舗の建築等を目的とする開発事業など」となっており、この土地利用の方針における商業施設は適用とされない。そのため地区土地利用計画の策定となった。
- ・ 地元説明会については、地元住民の方10名が参加。直売所の出店への反対意見はなし。
- ・ 土地利用審議会の意見は、車両の出入りに関する動線などの安全対策、隣のホースランドとの仕切り、景観形成の際の公園の有効活用、桜並木の保存、といった意見が出された。

(5) 遊技施設の建設について

【細萱課長】

- ・ 地元説明会後に飯田区と個人1件から意見書の提出があり、これを踏まえ開発事業者へ助言又は指導を実施し、回答を得た。
- ・ 意見書及び市の助言又は指導を反映していることから、平成26年9月1日に開発事業承認証を交付し、現在工事が進められている。
- ・ この他、地元の飯田区からは8月7日に任意の意見書が提出された。内容は都計法上の特別用途地区を指定してはどうかということで要望だが、遊技場の開発案提出時点での指定は、本開発事業を阻止するためのものであり、行政権の著しい濫用によるものとして市としてはこのような選択はすべきでないと判断し、地元説明会を実施し回答した。
- ・ 助言又は指導の中で遊技施設の主要出入口は堤防側の2箇所とした。
- ・ 地元からの要望・苦情に対する協議の場はオープン後も同様に持たれるよう対応することになっている。